

県管理の河川区域内における支障木伐採利用に係る取扱要領

1 目的

本事業は、県が管理する河川区域内の支障木に関し、住民との協働による河川管理の一環として、河川支障木の効率かつ計画的な伐採による適切な維持管理に向け、公募型による支障木の伐採利用を推進する取扱いを行い、もって河川区域内の支障木撤去の促進とその有効活用を図ることを目的とする。

2 公募による伐採利用者の募集

総合支庁長は、河川区域内における立木等の伐採利用を希望する者を公募するときは、繁茂状況を調査したうえで、場所、面積、補助金の有無及び金額を示して行うものとする。（様式1）

3 申込

- (1) 河川区域内における立木等の伐採利用を希望する者（以下「申込者」という）は、対象箇所を管轄する総合支庁あてに伐採利用申込書（様式2）を提出するものとする。
- (2) 伐採利用の申込みは、県内に住所を有する住民（団体・企業等を含む）が行うことができるものとする。
- (3) 公募箇所における一部区域の伐採利用申込みも認めるものとする。

4 審査・認定

- (1) 総合支庁長（建設部河川砂防課長）は、申込書を受理した場合は、現地調査や申込者からの聞き取り調査を行い、又は関係機関・団体から意見を徴取するなど必要な審査を行ったうえで、伐採利用の認定を行うものとする。
- (2) 同一の公募箇所に応募が複数ある場合においては、総合支庁は次の優先順位に基づき認定者を決定するものとする。
 - 優先順位1 伐採箇所の存する市町村に住所を有する申込者
 - 優先順位2 伐採箇所の存する総合支庁（7公所単位）に住所を有する申込者
 - 優先順位3 伐採箇所の存する総合支庁（4公所単位）に住所を有する申込者
 - 優先順位4 伐採箇所の存する隣接総合支庁（4公所単位）に住所を有する申込者なお、各優先順位に合致する申込者が複数の場合、総合支庁は申込者間での公募箇所の区割りや他の公募箇所への変更などの調整を行えるものとする。
- (3) 前項の調整が成立した場合はその内容で伐採利用の認定を行い、不成立の場合はくじ引きにより認定者を決定する。
- (4) 総合支庁長は、伐採利用について認定者を決定したときは、伐採利用認定書（様式3）により申込者に通知するものとする。河川管理上の支障等の理由により、伐採利用について認定できない場合も、その理由を付した非認定通知（様式4）を申込者に通知するものとする。

また、当該市町村に対しては、必要に応じて通知するものとする。

(5) 審査に当たっての留意事項及び申込者に対し周知を図る事項は次のとおりとする。

- ① 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とする。
- ② 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとする。
- ③ 申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うものとする。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決する。
- ④ 伐採等の期間は、漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とする。
- ⑤ 伐採利用において不要なものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等を放置したり、下流に流したり、不法に投棄しないこと。
- ⑥ 動植物の生息・生育環境及び地域の景観等に十分配慮すること。
- ⑦ 底地については、国有地に限ること（民有地を除く）。
- ⑧ 支障木の伐採に関し、土地の掘さく等土地の形状変更を行う行為については、別途許可等が必要な場合があること。
- ⑨ 伐採に際してチェーンソー等を使用する場合は事故等に充分注意すること。
- ⑩ 支障木の放射性セシウム濃度及び支障木の利用に関すること。

5 経費の負担

支障木の伐採・利用に係る経費は、申込者の負担とする。ただし、条件悪地での伐採利用に対し、その費用の一部を補助することがある。

6 住民への広報

総合支庁長は、広報誌その他の方法により住民への周知を行うものとする。また、市町村長に対しても広報等の要請を行うものとする。

7 伐採後の報告

申込者は、作業完了後の状況について写真等により総合支庁長あて報告するものとする。

8 その他

本要領に定めのない事項又は不明、疑義を生じた事項については県土整備部河川課及び総合支庁建設部建設総務課・河川砂防課で協議する。

附則

この要領は、平成17年9月15日から施行する。

この要領は、平成18年11月1日から改正施行する。

この要領は、平成19年11月29日から改正施行する。

この要領は、平成20年10月24日から改正施行する。

この要領は、平成22年8月12日から改正施行する。

この要領は、平成23年10月12日から改正施行する。

この要領は、平成24年9月24日から改正施行する。

(様式1)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者の公募について

平成 年 月 日

〇〇総合支庁建設部



県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者を下記のとおり公募しますので、希望者は下記に基づき、申込書を提出してください。

記

1. 公募内容

(1) 伐採場所 (河川、区間)

市 (町・村)

地内

()

(2) 伐採期間

(3) 伐採区間の距離・面積

(4) 伐採対象木の種類・推定量

(5) 補助金の有無及び金額

(6) 放射性セシウム測定結果及び利用制限

2. 申込書の提出先

各総合支庁建設部 課

3. 留意事項

- (1) 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とするものであること。
- (2) 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとするものであること。
- (3) 申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うこと。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決すること。
- (4) 伐採等の期間は、漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とすること。
- (5) 伐採利用において不要となるものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したり、または不法に投棄してはならない。
- (6) 支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き申込者の負担とするものであること。
- (7) チェーンソー等を使用する場合は十分に注意すること。
- (8) 利用制限を掛けている用途には利用しないこと。
- (9) 公募者が複数の場合は、取扱要領に基づき認定者を決定する。

(様式2)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用申込書

平成 年 月 日

総合支庁長 殿

申込者住 所

氏 名

印

連絡先

下記留意事項を遵守のうえ、次のとおり県管理の河川区域内の支障木を伐採利用したいので、
申込みます。

記

1 申込内容

(1) 伐採場所 (河川、区間)

市 (町・村)

地内

()

(2) 伐採期間

(3) 伐採木の利用目的

(4) 伐採区間の距離・面積

(5) 伐採対象木の種類・量等

2 留意事項

- (1) 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とします。
- (2) 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとします。
- (3) 伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行います。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決します。
- (4) 伐採等の期間は、漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とします。
- (5) 伐採利用で不要となるものは、申込者の責任で適正に処理します。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したりすることや不法投棄は行いません。
- (6) 支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き自らの負担とします。
- (7) チェーンソー等を使用する場合は十分に注意します。
- (8) 利用制限が掛かる用途には利用しません。

(様式3)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用認定書

番 号
平成 年 月 日

申込者

様

総合支庁長 印

平成 年 月 日付けで申込みのありましたこのことについて、次のとおり認定します。
なお、伐採利用に当たっては、申込書に記載された留意事項を遵守してください。

記

1 認定内容

(1) 伐採場所 (河川、区間)

市 (町・村)

地内

()

(2) 伐採期間

(3) 伐採木の利用目的

(4) 伐採区間の距離・面積

(5) 伐採対象木の種類・量等

(6) 補助金の対象に該当する場合は、補助金の交付申請を平成 年 月 日まで提出
してください。

(7) その他

2 認定条件

(1) 利用制限が掛かる用途には利用しないこと。

利用制限内容：

(2) 伐採木の用途に関して、後日報告を求めた場合は協力すること。

3 教示事項

放射性セシウム測定結果について

担当： 総合支庁建設部 (河川管理担当) (行政担当)

(様式4)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用非認定通知

番 号
平成 年 月 日

申込者

様

総合支庁長 印

平成 年 月 日付けで申込みのありましたこのことについて、以下理由により認定
できませんでしたので通知いたします。

記

<非認定理由>

担当： 総合支庁建設部 (河川管理担当) (行政担当)
